

## 1. 議事日程

(第4回 総務文教常任委員会)

令和7年 3月 5日  
午前10時20分 開会  
於 安芸高田市議場

### 1、開 会

### 2、議 題

#### (1) 議案審査【危機管理監】

①議案第2号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部を改正する条例

#### (2) 議案審査【総務部】

①議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の  
一部を改正する条例

②議案第7号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

③議案第8号 安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す  
る条例

④議案第9号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例

#### (3) 報告事項【企画部】

①お太助ワゴン利用者アンケート調査結果

②お太助フォン更新に関するアンケート調査結果

#### (4) 議案審査【教育委員会】

①議案第21号 安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

②議案第22号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正す  
る条例

### 3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

### 4、閉 会

## 2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	小 松 かすみ
委員	益 田 一 磨	委員	山 本 数 博
委員	児 玉 史 則	委員	大 下 正 幸
委員	熊 高 昌 三	委員	石 飛 慶 久

## 3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（19名）

市長	藤本悦志	副市長	杉安明彦
危機管理監	神田正広	総務部長	新谷洋子
企画部長	高下正晴	消防長	吉川真治
教育次長	柳川知昭	危機管理課長	國岡浩祐
総務課長	佐々木満朗	政策企画課長	黒田貢一
消防総務課長	田中真二郎	教育総務課長兼給食センター所長	内藤麻妃
生涯学習課長	井木一樹	危機管理課消防団係長	岡野順治
総務課行政係長	塚本真樹	総務課職員係長	小野哲司
政策企画課企画調整係長	下瀬秋穂	教育総務課学校施設係長	玉井郁生
市民文化センター館長	五島裕子		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	高藤誠	総務係長	日野貴恵
主任主事	山口渉		



午前 10時20分 開会

- 山根委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第4回総務文教常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、2月26日開会の本会議において付託のあった、7件の議案審査、2件の報告事項を受けます。  
議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。  
藤本市長。
- 藤本市長 皆さんおはようございます。  
本日は7件の議案審査、そして2件の報告案件があります。詳細は担当職員の方が資料により御説明を申し上げます。どうかよろしく願いいたします。
- 山根委員長 それでは、議事に入ります。  
これより危機管理監に係る議案審査を行います。  
議案第2号「安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
國岡危機管理課長。
- 國岡危機管理課長 それでは、要点の説明をいたします。よろしく申し上げます。  
議案説明資料を御覧ください。  
まず1の改正概要についてです。  
非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、消防団員退職報償金の勤務年数区分に「35年以上」の区分が加えられました。この改正に伴い安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものです。  
次に2の改正内容です。  
国の改正に準じ、同条例の別表「退職報償金支給額表」の勤務年数区分に「35年以上」の区分を追加しています。  
3の施行期日も国の改正に準じ、令和7年4月1日としています。  
続いて、議案書を御覧ください。  
表の右側が改正前、左側が改正後です。  
裏面を御覧ください。  
この表が別表の退職報償金支給額表です。左側の表の太枠部分が、勤務年数区分に「35年以上」の区分を追加するものです。アンダーラインの部分が「35年以上の区分」の追加により、従来の「30年以上」を「30年以上35年未満」に改めるものです。  
最後に附則の経過措置を御覧ください。  
別表の規定は、令和7年4月1日以降に退団した消防団員に適用するこ

ととしています。

説明は以上です。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 35年以上勤務された方が10万円一律で退職報償金上がるというふうにお伺いしたんですけど、この現時点で35年以上勤務に該当する方って何名いらっしゃいますか。

○山根委員長 國岡課長。

○國岡危機管理課長 昨年の4月1日現在の数字なんですけれども、消防団員の団員数が704名に対しまして、35年以上の方が25名いらっしゃいます。以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号「安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第2号の審査を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより総務部に係る議案審査を行います。

議案第5号「安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木総務課長

○佐々木総務課長 議案第5号の要点を説明いたします。

説明資料を御覧ください。

この度の改正の趣旨は、昨年5月、民間労働法制において、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の内容を含む一部改正法が成立しました。

また、昨年8月、人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」では、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が示され、民間労働法制の施行に遅れることなく実施することとされました。

こうしたことを受け、本市においても、仕事と生活の両立支援の拡充施策を実施するため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容としましては、超過勤務の免除の対象者の拡大と、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備です。

超過勤務の免除の対象者の拡大では、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対象者の範囲を拡大します。

また、要介護者を介護する職員が介護するために請求した場合には、時間外勤務をさせないことも対象としております。

仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備では、職員に対する仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供を始め、仕事と介護の両立支援制度に係る研修の開催や、相談窓口の設置などの職場環境の整備を行うことが義務づけられます。

なお、子の看護休暇等の見直しについては、規則で改正することとしております。

条例の施行期日は令和7年4月1日です。

説明は以上です。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 法の改正に基づいて基本的な勤務体系の変更ということに受け止めておりますが、以前から開庁時間を9時という形の中で、勤務体系というのも変わってきたと思いますけども、藤本市長になってから、そういった9時開庁ということも微妙に変わりつつあるかなという気がしましたけども、そこらとの関係というのはどのように捉えておられますか。

○山根委員長 佐々木総務課長。

○佐々木総務課長 開庁時間の方につきましては、現在9時から5時ということで実施しておりますけど、職員の勤務時間につきましては、8時半から17時15分、1日の勤務は7時間45分、こちらの方は変わっておりませんので、特に影響というのはないというふうに認識をしております。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 だから、9時開庁ということは変えないという方向でこの状況というのは捉えているということでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 熊高議員の御質問の開庁時間9時を従来の8時30分に戻すのかどうかというところの問い合わせだと思います。これについては、今窓口の方で9時から10時にお越しの市民の皆さんへアンケートを採らせてもらっております。その中で8時半がいいとかそういった3項目ぐらいの設問をし

ておりますので、集計しながら最終的には判断をしたいなと思っております。

○山根委員長 よろしいですか。

熊高委員。

○熊高委員 アンケートを採った後のいろいろ検討ということだと思いますけども、市民の声というのは大事というのは分かりますけども、こういった勤務体系のいろいろ改善とか、そういった社会状況の変化に対して、市民の皆さんにも一定の理解、協力をいただくような形での話というのも大事じゃないかなと思います。

市民を含めて、やはり自分が一番便利なふうにしたいというのは、人間の本質的なことだと思いますので、そういった中でこの社会状況が変わっていく、勤務の状況も変わっていくという世の中ですから、そこらを理解いただいて、職員の勤務体系というのを検討するというのも含めて、ただアンケートを採るといっただけじゃなしに、市民の理解を得ていく、あるいは、それが効率的な業務改善といえますか、業務執行になると思いますんで、その辺は一方的に市民の声を聞くということじゃなしに、市としてこうしたいんだということを含めて市民の思いというのを聞くほうがいいのではないかなという気がしますが、改めて確認したいと思います。

○山根委員長 藤本市長。

○藤本市長 当然、熊高議員のおっしゃるとおり、そういったところの視点を置きながら判断をしたいと思います。

アンケートについては、あくまで意見を伺うということなんで、それだけで判断するということはありませんし、時代の流れ、あるいは周辺市町の流れも考えながら判断したいと思っております。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第5号の審査を終了いたします。

次に、議案第7号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木総務課長。

○佐々木総務課長 議案第7号の要点を説明します。

本改正条例は、第1条は、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正、第2条は、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、第3条は、安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正、第4条は、安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の4条建てとなっております。

説明資料1ページをお開きください。

本案は、令和6年8月の人事院勧告を踏まえ、所要の改正を行うものです。昨年12月の定例会では、既に給料表、期末勤勉手当の改正を行っていますが、この度の改正は、令和7年4月以降に適用するもので、主なものについて順を追って説明いたします。

2ページを御覧ください。

まず、扶養手当について、配偶者に係る手当を令和7年、令和8年に段階的に引き下げ、廃止するとともに、子にかかる手当を令和7年、令和8年と段階的に1,500円ずつ引き上げ、月額を1万3,000円とするものです。

次に通勤手当について、1か月当たりの支給限度額を15万円に引き上げるとともに、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給の対象とするものです。

次に、地域手当について、地域手当とは、勤務地による物価や生活水準の格差を補填するために、平成18年度から導入された手当のことです。これまでの支給地域を市町村単位から都道府県単位に見直し、広域化されたことから、本市も支給地域に該当することとなり、当該手当を支給するものです。

3ページをお開きください。

表の下段のとおり、広島市を除く県内市町は4%の支給割合となります。なお、令和7年度は支給割合を2%とし、今後、国の対応や原資等の状況を踏まえ、段階的に4%へ引き上げていくこととしております。

次に、単身赴任手当について、新たな給料表の適用を受けることとなった者を単身赴任手当の支給対象とするものです。

次に、管理職特別勤務手当について、支給対象となる時間帯が現行の午前0時から午前5時までを、午後10時から午前5時までの間に拡大するものです。

次に、再任用職員に対して、新たに住居手当を支給するものです。

最後に、給料表の見直しについては、早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するため、3級以上の初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引き上げるものです。

4ページを御覧ください。

安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、任期付職員に対する特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給するものです。

次に、安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正は、会計年度任用職員に地域手当及び地域手当に相当する報酬を支給し、時間額や期末勤勉手当の基礎額に地域手当等の額を含めるものです。

施行期日については、令和7年4月1日とし、段階的に引き上げる地域手当の支給などは規則に委任します。

説明は以上です。

○山根委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 二、三お伺いします。まず、2ページのウの地域手当なのですが、これは以前はなかったように思うんですけど、今、平成18年に導入されたというんですが、予算の中では、地域手当がなかったように思うんです。この度の新年度予算に多く出とるんですけど、基本給に対して、令和7年度2%を支給するという考えでよろしいのでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 地域手当につきまして先ほど説明させていただいたんですけど、平成18年度から地域手当を支給するという形になりました。それまでは調整手当というもので支給されておりました。

この度の改正によりまして、支給地域が県単位ということになりましたので、安芸高田市も支給地域に該当するということになりました。これまでは、例えば人事交流で広島県とか広島市に派遣されているということになりますと、そちらのほうの派遣者に対しては地域手当が支給されていたというものでございます。

この度は4%ということで条例改正をいたしますが、7年度は2%の支給という形になります。

地域手当の額につきましては、給料月額とかですね、扶養手当、そういったものに合計したものに対して2%を乗じていくという形になります。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、3ページのエの単身赴任手当なのですが、新たに給料表の適用を受けることとなった職員とは、どんな人をいうのでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 条例の改正前までは、例えば人事交流等で職員となった者、そういった方が対象となっておりました。

この度の改正によりまして、新たに給料表の適用を受けるということとは、例えば民間から採用されて本市の給料表の適用を受けるとか、新

たに新規採用職員で本市の給料表の適用を受けるといった方たちが対象となります。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 どういうんですかね。民間企業のほうから安芸高田市の市の職員になられますよね。そのときに住居は広島市内にあって、安芸高田市のほうへ単身でアパートを借りて住むようになった人が対象になるということでしょうか。

○山根委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 そのとおりでございます。

単身赴任手当というのが、いわゆる結婚をされておられまして、奥さんとか子供さんを残されて、安芸高田市に来られるということで、二つの世帯というか、住むところを持つということで、その行き来をするというようなところに対しての手当が出てくるというものでございます。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 地域手当4%増で、実際には2%増から始めていくというところで、今後の上げ幅、4%で最終的に着地すると思うんですけど、この今のところでの見込みなどがあれば、伺いたします。

○山根委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 先ほど説明しましたとおり、令和7年度については2%で、8年度以降につきましては、国の支給状況でありますとか、本市の財政状況、そういったところを見極めて判断をしてまいりたいというふうに思っております。令和10年度には4%に持っていけるように調整をしていきたいというふうに考えております。

○山根委員長 よろしいですか。

益田委員。

○益田委員 一応、今回の当初予算でも、地域手当の変更でかなり予算的には増額されたかと思うんですけど、具体的に金額がどのくらい上がるか教えてください。

○山根委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 正規職員のところで言いますと、全職員が対象となってまいります。一般会計、特別会計等含めまして、正規職員のところで言いますと、約4,700万余りが地域手当の増額分ということになります。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 これ2%上がって4,700万ということなんで、もし令和10年度4%に上がった場合はおおむね1億円ぐらい、9,400万ぐらいの増額になるんでしょうか。

○山根委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 そのような見込みをしております。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 最後1点、2ページのアの一番上の扶養手当、配偶者手当が来年度、令

和8年度からなくなるようになっておりますが、どういった経緯があってそうなったのでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

佐々木総務課長。

○佐々木総務課長

子育て世帯に対しての支援の方に重きを置いたということで、国の方がそういうような勧告もされたというふうに認識をしております。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第7号の審査を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、議案第8号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木総務課長。

○佐々木総務課長

では、議案第8号の要点を説明します。

説明資料を御覧ください。

条例改正の趣旨は、令和6年能登半島地震の発災を受け、国より地方公共団体の職員が行う災害応急作業等が特殊勤務手当の支給対象作業に該当することが示されたことを受け、本市においても、特殊勤務手当として災害応急作業等派遣従事職員の手当を新たに設け、その支給範囲及び支給額を定めるものです。

改正内容は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う作業に従事した職員に対して手当を支給するものです。

手当額は、想定される作業に応じて1日1,080円を支給します。

また、加算措置として、夜間に行われた場合には100分の50に相当す

る額を加算するなど、国に準じて行うものとします。

条例の施行期日は、公布の日から施行し、令和6年1月1日に遡及して適用します。

説明は以上です。

○山根委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 説明資料の改正内容の部分で、表の中の「著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合」というのがありますが、これは具体的にはどういう想定になるのでしょうか。

○山根委員長 佐々木総務課長。

○佐々木総務課長 御質問のありました作業が著しく危険であると市長が認める区域というところでございますけど、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法などに基づきまして、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域等で、市長が認めるものということとしております。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第8号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第8号の審査を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、議案第9号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○山根委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 それでは、議案第9号の要点を説明いたします。

説明資料の1ページを御覧ください。

まず、改正の概要です。現在、地方公共団体情報システムの標準化

に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの統一化・標準化に対応するため、標準化基準に適合したシステムへの移行を進めています。

この度のシステムの標準化に伴い、一元的に住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が、国が示す標準仕様書において共通機能として設けられることとなり、この機能を取り扱う事務については、個人番号を利用する独自利用事務として、条例に定める必要があるとの見解が国から示されました。よって、本市においても独自利用を行う事務について、条例の整備を行うものです。

また、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が令和7年4月1日に施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

続いて、条例改正の内容です。

地方公共団体が個人番号を利用することができる範囲は、社会保障、税、災害対策、その他の行政分野のうち、番号法に規定する事務と各地方公共団体が条例で規定する独自利用事務に限定されています。

このことを踏まえ、標準準拠システム移行後は、住登外者宛名番号管理機能により一元的に住登外者の登録・管理を行うため、特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として、条例第4条及び別表に、住登外者宛名番号機能管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものです。また、住登外者宛名番号管理機能以外の標準準拠システムの機能による庁内連携に対応するため、就学援助に関する事務を追加するものです。

説明資料の2ページから3ページにかけては、別表1は、独自利用事務について、別表2は利用できる特定個人情報と特定個人情報を保有している事務について、別表3は同一地方公共団体の他の機関に特定個人情報を提供する事務をそれぞれ追加するものです。

3ページ下段から4ページにかけては、用語の引用について条ずれを整理するものです。

施行期日は、独自利用事務の追加は公布の日から、条ずれの整理は令和7年4月1日とします。

説明は以上です。

○山根委員長 これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第9号の審査を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて企画部に係る報告を受けます。

「お太助ワゴン利用者アンケート調査結果」の件を議題といたします。

執行部より報告を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

それでは資料1に基づき、お太助ワゴン利用者アンケートの集計について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

このアンケートは、国へ提出する資料の指標となっている満足度について計測することが目的で、毎年実施しているものです。

2023年1月から12月の利用回数データにより、利用回数が多い上位400名にアンケートを送付し、266名の方に御協力いただきました。回収率は66.5%でした。

各質問の項目の結果を詳しく見ていきますと、アンケート回答者の年齢については、70歳代以上が92.6%となりました。

2ページをお開きください。

運転免許の保有状況については、元々なし、免許返納を合わせると、89.2%の方が運転免許を持っておらず、お太助ワゴン以外の交通手段としては、家族や親族の車、タクシー・路線バスの利用が高くなっています。

3ページを御覧ください。

利用状況については、月に数回利用が最も高く、利用目的としては、通院、買物が主なものとなっています。

5ページをお開きください。

お太助ワゴンの運行日や運行本数、運行時間に関する設問をしております。

6ページ、7ページをお開きください。

運賃や車両について、受付センターの対応や予約の取りやすさ等について伺っています。

総合的な満足度につきましては、満足、ほぼ満足を合わせると74.6%、中でも受付センターの電話対応の満足度が最も高く92.4%となりました。

これらの結果を踏まえまして、地域公共交通計画により、既存の交通資源を生かした持続可能な公共交通体系の実現に向け、今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして御不明な点等、質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員

アンケート送付総数に対しての年代別の割合、今258通に対して年代別の割合を出していただいていると思うんですけど、この送付の400通に対しての年代別の割合などがもしあればお伺いしたいんですが。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

年代別の状況については、把握をしております。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

益田委員。

○益田委員

送付数400通、上位400人に送付されたという形なんですけど、利用回数が多い順、400に絞った理由とかこの狙いのところがあればお伺いいたします。

○山根委員長

答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬政策企画課企画調整係長

一定の統計的な優位性の担保というか、そのために一定程度の数量が必要だろうということで400というところでしております。理想であれば400回収できればいいんですけども、なかなかそこは難しいのでというところです。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

5ページの運行日と運行本数のところですが、やや不満と答えられている方がお見えになるんですが、これ町別で把握されているところがあればちょっと教えていただきたいんですけど。把握はされておられる。

○黒田政策企画課長

町別での把握はしていません。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、お太助ワゴン利用者アンケート調査結果の報告を終了いたします。

○山根委員長

次に、「お太助フォン更新に関するアンケート調査結果」の件を議題といたします。

執行部より報告を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 行政告知機能お太助フォン更新に関するアンケートの調査結果について、資料2により説明をいたします。

1ページをお開きください。

今回のアンケートは、お太助フォン、携帯電話の保有状況及び更新後の機器の意向について確認する目的で、市内の全世帯を対象とし、実施いたしました。

1万2,551票を配布し、4,777名の方に御協力をいただき、回収率は38.1%でした。

内容については、属性及び携帯電話等の保有状況、お太助フォンの使用状況、緊急時の情報収集手段、更新時に希望する機種について質問をいたしました。

2ページを御覧ください。

各質問の項目の結果を詳しく見ていきますと、お太助フォンの設置状況については、85%の方が設置していると回答されました。

3ページをお開きください。

携帯電話等の保有状況については、全体の83%がスマートフォンを保有していますが、80歳代以上になると、保有率が約47%と減少していることがうかがえます。

4ページを御覧ください。

お太助フォンの視聴、放送履歴の確認方法については「毎日聞く」「時間が合えば聞く」を合わせると61%の方が視聴している一方、放送の履歴をよく見る世帯は22%と少ない結果となりました。

5ページをお開きください。

市内通話機能の利用状況については「よく利用する」「時々利用する」を合わせると約45%が利用しており、必要な情報としては、お悔やみ情報、防災情報、イベント情報の順となりました。

6ページをお開きください。

緊急防災情報の確認方法としては、エリアメール、テレビ・ラジオ、お太助フォンが高く、SNSでの確認は少数で、お太助フォンで緊急防災情報を確認している割合は、確認している、時々を合わせると約70%と高い状況であることがうかがえます。

7ページを御覧ください。

インターネットの加入状況については、あじさいネットの加入が最も多い結果となりましたが、加入していない世帯も29%と高い割合を占めています。

9ページをお開きください。

更新後の受信方法としては、受話器付き専用端末を希望する世帯が30%と最も高く、更新時に気になることとしては、金銭的な負担に関することが上位を占める結果となりました。

今回の集計結果を基に、行政情報の伝達手段として、現行のお太助フォンの機能が必要と考えている人、各々のスマホで対応を希望されている人などを把握することができました。

今後は、これらの結果を踏まえて、必要な整備を進めていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、御不明な点等質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員

アンケートの回答数が4,777票でお伺いしたんですけど、例えば3ページのアンケート調査結果ですね、スマートフォンとかガラケーとかの比率のところは、得票数が1万223になるのかなと思うんですが、これを同じアンケートで採られたものなんですかね。お伺いします。

○山根委員長

答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬政策企画課企画調整係長

このアンケートは世帯に1枚配布したんですけども、その中に家族構成というか、その中の世帯の年代、携帯電話の保有率等も把握させていただくという質問を設けておりました。ですので、1世帯で複数人を書かれているということで、票数とここの総数が合わないという状況になっております。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

益田委員。

○益田委員

5ページのところも、お太助フォンで必要な情報っていうところも1万票以上の回答があるんですが、これも何か他項目チェックができたりってようなことの理解でよろしいでしょうか。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

複数回答としておりましたので、こういう結果となっております。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

最後の市のこのアンケート結果での結論を今言われたと思うんですけど、要するにお太助フォンの必要性は認めて再更新をしていくという、そういう考えになったということよろしいですか。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

今後そういうふうに進めていくように考えております。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

今のところで関連なんですけど、これ見直して、今使われているこのお太助フォン、切り替えのタイミングということになるんだろうと思うんですが、大体いつ頃を想定されておるのでしょうか。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長 機器の更新につきましては2025年、今年の冬ぐらいから2026年度末にかけて完了を予定するように計画しております。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 今のあじさいネットじゃなくて、お太助フォンの設置は必要という判断でいくと言われて、所要の問題は解決しながらやっていくというように答弁されたと思うんですけど、ネット環境があじさいネットということで、安芸高田市はあじさいネットがあるので、NTTが入れんとかいうようなことがありますよね。あじさいネットの環境では、大量のデータを送ったりもらったりするということができんようなことが、支障があるような話もあったりしよるんですけど、そこは今度更新する中で、そういった問題の解決もしながら進められるんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 通信速度というふうなところは時々問い合わせがあったりするので、そういう事象があるのかなというふうに聞いておるのですが、運営しているCBB Sに確認をしたところ、通信の環境の光ケーブルの状況については、十分にそれに対応できるようにしているというふうな回答を得ています。

どうしてそういうふうな意見が出るのかというふうなことも併せて聞きましたところ、それぞれ状況があるのかもしれませんが、各家庭で整備されているWi-Fiのルーターも、だんだん今つながる機器が増えてきたりとか、あとは機器も通常5年程度でどんどん更新していかないと、いろいろ大量の通信環境に対応できないだとか、そういった状況もあるようなので、まずそこも確認していただけませんかというふうなことを問い合わせがある場合には伝えているというふうに聞いています。

ここは啓発をしっかりしていかないといけない部分があるのと、本当に通信環境のところについて対応できることがもうないのかということとは、引き続き確認をしていきたいと思っております。

今回のその更新を機に何か光ネットワークの部分について、変わったことがやるようお願いするかというと、そこはありません。ありませんので、まずは今いただいたような事象については、啓発をしていきたいというふうなところがお答えになります。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 今質問したのは、更新に当たってのアンケートを採られて、あじさいネットでいこうというふうな考えを示されたんですけど、今の私が言うのは、お医者さんが言うてんですよ。広島大学病院とか何かで医療データを送ったりなんか自分とこが見ますよね。それを広島大学病院へ送ったり、広島大学病院での結果をこっち送ってもらうのに使えんいうて言われるんですよ。

その話を聞いた中で、市内の企業でも、このネット環境が悪いんでデータのやり取りができんと、こういうふうな話がありよるんです。致命的な話ですよ。医療機関の安芸高田市への導入にしても、企業の誘致にしても、今おる企業の存続にしても、このネット環境が企業運営の中で不自由があるということを解決せんかったら、ここにおってもらうこと自体もおかしくなるんじゃないかというふうに思うんですよ。

ですから、この機会にその問題の解決も考えていくということが必要じゃないかと思っただけで今ちょっと質問したんですけど、そういった企業、医療機関、そういったところへのアンケートはされとるんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 具体的にその企業へのアンケートというのはまだしておりません。

具体的にそういう通信に障害があるとか、仕事にも支障が出ているというふうなことがあれば、個別にやはり分からないと難しいところがあるかなと思っただけで、もし現状そういったところがあれば、C B B Sまたは市の政策企画課の方に個別に御相談いただければというふうに申し上げておきたいと思っただけです。

この際、今回その更新をするに当たって、その状況がどのような支障があるかということについて、どういう機会で調査ができるかということについては、改めて検討してみたいというふうに思います。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 今言ったように安芸高田市にとって存在する企業が、これが使えんので、ここにおられんというようなことも起きる可能性もあるということを今伝えたんですね。

そういった状況は、個別に相談を受けるようなスタンスじゃいかんと思うんですよ。企業がおらんようになるかも分からん。来てください言うたときに、ネット環境が安芸高田市は悪いんで、行きたいけど、そういう環境が整備されるまでは来られんと、こういうような状況もあると思うんです。でしたら、今存在する企業へ、市民へもこのようにアンケートをやられたんですけど、そこらを問う方法は言うてくりゃあ考えると、そういう問題があるんかのうというようなスタンスじゃいかんと思うんですよ。

最後に考えていきたいという答弁をされたんですけど、積極的にこの更新に関わってですね、市内の企業へそういうアンケート、問い合わせをして、短期間に意見を聞くと、こういうようなことをする考えを改めて持ってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山根委員長 藤本市長。

○藤本市長 山本議員がおっしゃることも分かるんですけども、一応うちはC B B Sと確認を取ると、そういう問題はないという把握でおるんで、実際にそういう問い合わせがあったんであれば、業者さん、お医者さんの方を紹介いただければ、こちらの方から連絡を取って個別に調べさせてもら

って、それでも課題があるようであれば、全企業的にもやりますし、あまりそういう悪いイメージだけが先行してこういうふうに出てくると、実際には問題なかった個別の課題だったのが、全体ということになると逆にマイナスになるところもあるんで、個別の事業所、医院についてはすぐに対応しますんで、実際に後ほどでもいいんで教えていただければと思います。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 じゃあ、安芸高田市は、そんなに問題ないというふうに市の方は捉まえられとることによろしいですか。

○山根委員長 答弁は。

藤本市長。

○藤本市長 現時点では、そういうのは業者とも話をして、問題ないとなっています。ただ個別にはそういったルーターが古いとかそういったことでの不具合というのもあるというふうになっているんで、そこはやっぱり個別に対応するが一番早いと思うんで、実際にお聞きになっているところを実際に後でお教えいただければと思います。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 8ページのところのアンケート結果なんですが、更新時の希望する受信方法で受話器付き専用端末が27%、これで今の同じような端末の導入というお話だったかと思うんですが、この横の更新時に気になることで、これが端末レンタル料と毎月の利用料を合わせると7割弱の方が非常にここを心配されとるということになると、専用端末が欲しいという27%の方の中で、こっちの料金の方を気にされとる方の割合ってというのはどれぐらいおられるんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 そこまでの集計の方はしていないんですけれども、利用者の負担で更新をしていただくというのは前提に考えておりますが、ただ受話器付きの端末を希望する中で、経済的な事情でなかなか端末の購入が難しいという方がいらっしゃると思いますので、そういった方については補助金とかそういった形も考えて、今後進めていきたいというふうに考えております。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 私はそこを一番調べられるべきだろうと思うんですね。

極端に言うたら端末レンタル料なんかも高いと、いや、それだったら携帯で配信してよと。極端に言えば、今持ってる携帯だと全く費用が発生してこないわけですよ。ところが、これだと上な料金が出る。じゃあ、どっちを選択しますかというようなことの間い合わせもあってもいいんじゃないかと思うんですね。あるいは高齢の方になると、極端に

言うと、いわゆる年金の受給の中から通信料、普通の一般の電話とこの端末、あじさいネットの端末を置いて非常に通信料が高いと。どっちを削ろうかっていうような議論もよく聞くんですが、そういったところもあって、このレンタル料と利用料金というのは非常に気にされてる部分なんで、ここの端末が欲しいという人がこの料金でも要るのかどうかというところは調べられてみる必要があるんじゃないかと思っているんですが、いかがですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 更新台数とか月額利用料について、再度更新台数を試算した後にどれぐらいの費用が掛かるか、どれぐらいのレンタル料が掛かるかっていうのを試算した後に、再度端末の設置希望のほうを各家庭のほうに行ってまいりたいというふうに考えております。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 もう一つ、あじさいネットさんとのつながりであるから、これは難しいかもしれませんが、よく携帯を買いに行くときに、例えばドコモさんだと、光をドコモで入れられますかと、割引がありますよという話をよく聞くんですよ。あじさいネットだとそういうのはありませんから、そこの、これマイナスになるのかプラスになるのかよく分かりませんが、そういったところも合わせて情報提供して判断をしていただくというようなことも必要じゃないかと思うんですが、至るところがこういった影響が出てくると思うんで、今、通信、非常に使われてますから、その辺いかがでしょうか。

○山根委員長 答弁を。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 サービスにつきましては、事業者の方が決定されることですので、そういったサービス付きで更新等を検討される場合は、そういったサービスも含めてPRをしていくように指導してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、お太助フォン更新に関するアンケート調査結果の報告を終了いたします。

ここで説明員入替えのため11時35分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより教育委員会に係る議案審査を行います。

議案第21号「安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

内藤教育総務課長。

○内藤教育総務課長

それでは、説明資料の裏面を御覧ください。

改正の概要を説明いたします。

主に暑さ対策のため、今年度と来年度の2か年で、小学校の体育館に空調を順次設置しています。この度、愛郷小学校と高宮小学校の体育館の空調設置工事が完了することから、一般での使用を開始することに伴い、体育館の冷暖房を使用する場合の使用料を定めるものです。

使用料を決めるに当たっては、体育館空調設備のガス及び電気料金の実績見込み額の平均と、文化センター等の冷暖房使用料を参考に算出して、1時間当たり税抜き1,000円としています。

各小学校の空調方式等の一覧を御覧ください。

指定避難所となっている愛郷小学校と高宮小学校は、停電時も空調が使用できるようガスによる運転方式としています。そのほかの学校については、設備面やランニングコスト等考慮し、電気による運転方式にする予定です。

現時点での1時間当たりの使用料の見込み額は、ガスと電気ですれ少し差がありますけれども、体育館を使用される方の公平性の観点から、中央値を参考に、一律税抜き1,000円としています。

金額設定の考え方の説明は以上です。

それでは議案書を御覧ください。

今回の使用料を定める一部改正をするに当たって、上位法の改正による引用の条ずれがありましたので、合わせて改正をしています。

1ページ、第1条は、条ずれを改正しています。

地方自治法第238条の4第7項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と定めてあります。

2ページ、裏面の別表(3)の小中学校屋内運動場に冷暖房使用料として1,000円を追加しています。空調は、片面使用ということが難しいため、冷暖房を使用する場合は、片面でも全面でも同一使用料としております。

この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議案第21号「安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例」を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第21号の審査を終了いたします。  
ここで、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、議案第22号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
井木生涯学習課長。

○井木生涯学習課長 それでは説明資料を御覧ください。  
改正の概要ですが、12月の総務文教常任委員会にて、財産管理課より報告のありました公有財産の売却に伴い、安芸高田市吉田町桂234番地の旧郷野小学校のうち、資料の下段の図にあります社会体育施設のグラウンドと体育館について、条文の別表から表記を削除するものです。  
では議案書を御覧ください。  
今回の改正部分は、別表第1、第2条関係名称及び位置の(1)グラウンド、(2)体育館、別表第2(第3条関係)休日の(1)グラウンド、(2)体育館、別表第3、第10条関係、利用料金の(1)グラウンドより旧郷野小学校グラウンド、体育館を削除するものです。  
この条例は公布の日から施行します。  
以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議案第22号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第22号の審査を終了いたします。  
ここで、執行部退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いてその他の項に入ります。

閉会中の継続調査について、現在、本委員会では、所管事務調査を行っておりませんので、閉会中の継続調査の申し出は行わないことといたします。

その他皆様から何かございますでしょうか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆様から御意見等ありましたら発言を願います。

（「正副委員長一任」と呼ぶ者あり）

○山根委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

これをもって第4回総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時45分 閉会